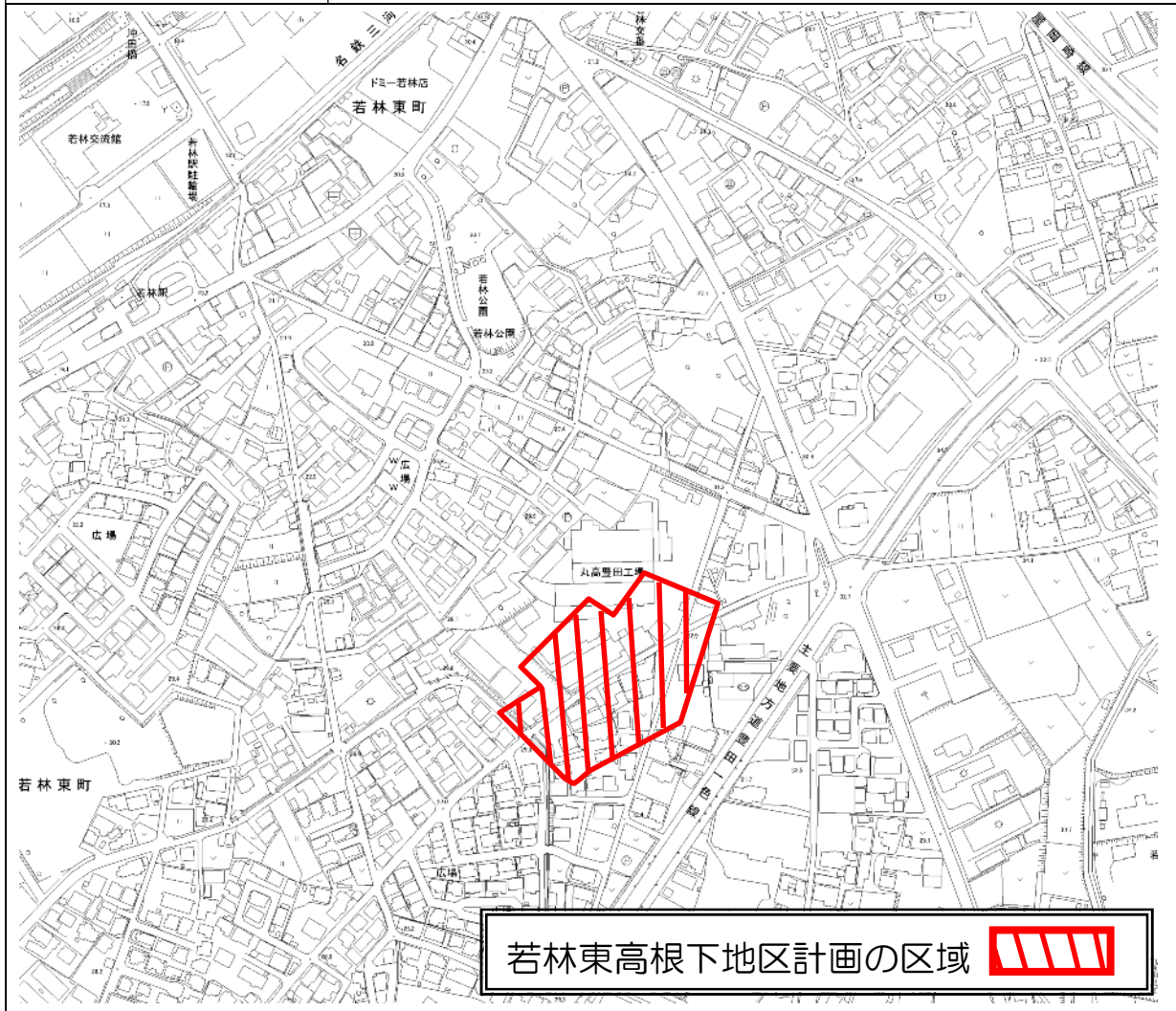


まちづくりルール

わかばやしひがしたかねした

若林東高根下地区

名称	若林東高根下地区計画
位置	豊田市若林東町高根下の一部
面積	約1.1ha



若林東高根下地区計画においては、建物に関するルールを定めま
す。

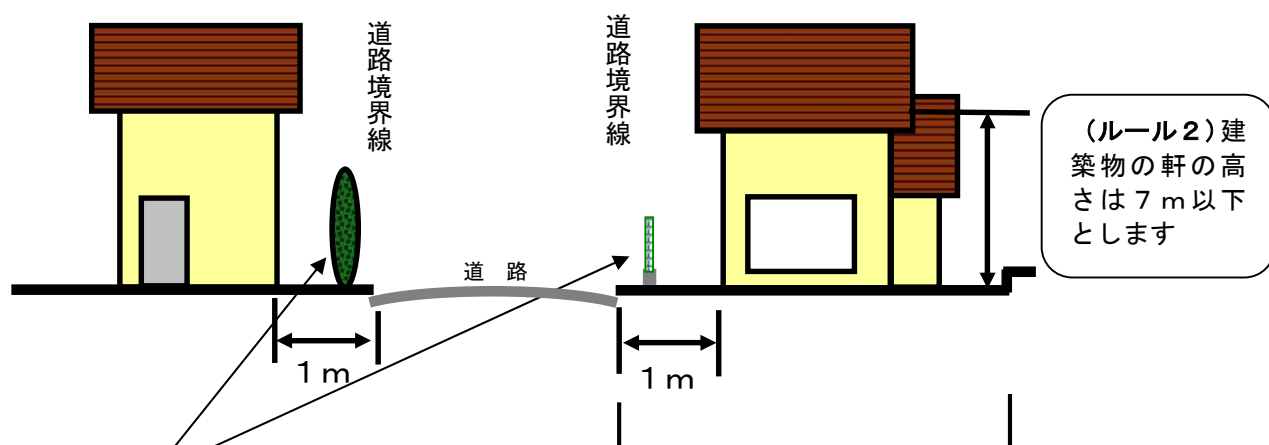
《 若林東高根下地区計画 》

○若林東高根下地区計画において定められる建物に関するルール

- (1) 建築物等の用途制限
- (2) 建築物等の高さの最高限度
- (3) 建築物の敷地面積の最低限度
- (4) 垣又はさくの構造の制限
- (5) 建築物等の形態又は意匠の制限

(ルール1) 用途地域によって建てること
ができる建物のうち、3戸以上の長屋、共同住
宅、寄宿舍、下宿、公衆浴場などの施設の建
物を禁止します。

(ルール5) 屋根や壁の色は、
健全な住宅地にふさわしいも
のとし、原色は避けましょう。



(ルール4) 道路境界線から1m未満に垣
又はさくを設ける場合には、生垣やフェン
スその他透視性のある鉄さく等とします。

(ルール3) 敷地面積は、
160㎡以上とします。

(ルール2) 建
築物の軒の高
さは7m以下
とします

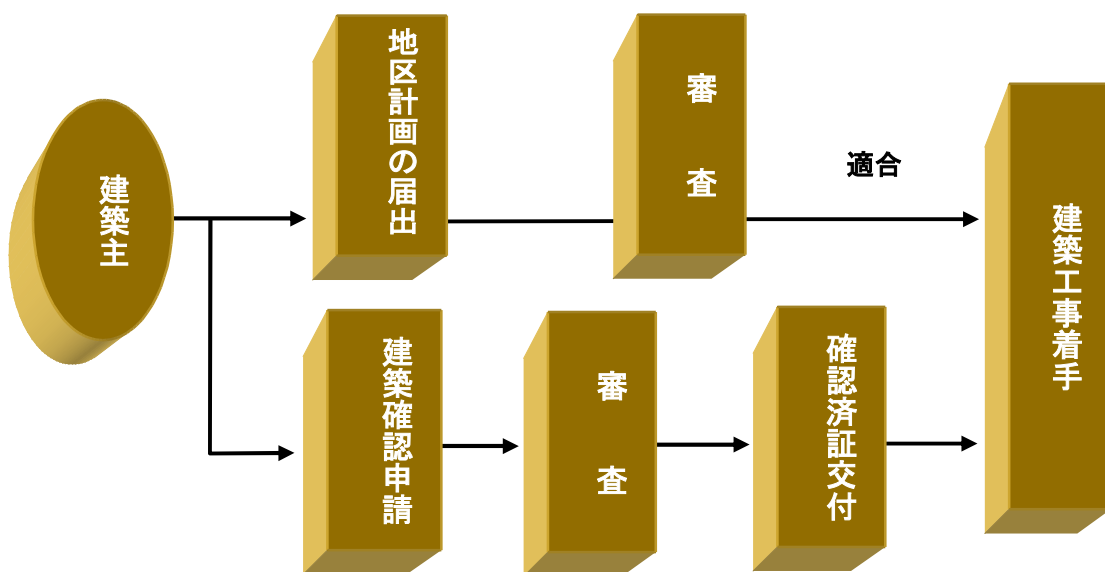
若林東高根下地区まちづくりルール

本地区では、宅地開発事業によって道路などがつくられ、良好な住宅地として整備されます。そこで、まちづくりのルール「地区計画」で建物に関するルールを定め、建物等を建築する際にルールを守ることにより、この若林東高根下地区の快適で住みやすい住宅地の環境を保全することができます。

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等以外の建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅（3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。） 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条の3で定めるもの 3 共同住宅（3戸以上のものを除く） 4 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 7 診療所 8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4で定める公益上必要な建築物 9 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5で定めるものを除く。）
		建築物等の高さの最高限度	建築物の軒の高さは、7mを超えてはならない。
		建築物の敷地面積の最低限度	160㎡
		垣又はさくの構造の制限	<p>道路境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくの構造は、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。）としなければならない。</p> <p>ただし、門扉にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5㎡以下のものはこの限りでない。</p>
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の色彩及び形態は、健全な住宅地にふさわしいものとし、原色は使用しないものとする。

届出勧告制度
について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



まちづくりルールについてのお問い合わせは
豊田市役所都市計画課 0565-34-6620